

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日)  
がと日には、そ  
の日には、そ  
(当たる翌日)  
がと日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十五年七月十四日

鳥取県知事 石破二朗

氏名	住所	登録の記号及び番号	登録の年月日
貞光信之	鳥取市卯垣一五四	鳥医第一五二〇号	昭和四十五年七月一日

## 鳥取県告示第五百四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年七月十四日

鳥取県知事 石破二朗

### 一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字諸鹿字沢川、八頭郡佐治村大字中字山王谷（以上二

### 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課、若桜町役場及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第五百五号

家畜伝染病にかかるたての家畜の発生があつたので、家畜伝染病予防法

(昭和二十六年法律第百六十六号) 第十三条第四項の規定に基づき、次の

とおり告示する。

昭和四十五年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 開催の日時

昭和四十五年八月六日八時三十分から十七時まで

鳥取県知事 石 破 二 朗

二

三

四

(第二百五十二号) 第一条の二第一項の規定により告示する。

昭和四十五年七月十四日

家畜伝染病の種類	鳥取県知事 石 破 二 朗	
	種類	家畜の戸数
ニューカッスル病	鶏	一
		七六二
		昭和四十五年七月七日
		米子市上新印
		は焼却又は埋却
		転帰

## 鳥取県告示第五百六号

昭和四十五年六月鳥取県告示第四百二十三号(鶏等の出入及び移動を禁止する区域の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十五年七月十四日から施行する。

昭和四十五年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

三 講習の科目及び時間

家畜の取引に関する法令 四時間

家畜の品種及び特徴 四時間

家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

四 受講申込みの方法

次の家畜商講習会受講申込書に講習手数料として五百円に相当する額の鳥取県収入証紙及び写真(出願前六箇月以内に撮影した縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル、無帽、正面、上半身像のもの)をはりつけ、七月二十八日までに、所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すること。

別表

米子市尾高、下郷、赤井手、上新印、西伯郡名和町東坪、西坪、小竹

## 鳥取県告示第五百七号

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第三条第二項第一号に規定する講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令(昭和二十八年政令)

鳥取市国安字高土手二一六ノ一番地先	場	
所		
(面積) 四八・四三 水路敷	用途	

鳥取県告示第五百八号	建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年七月六日から用途廢止した。
昭和四十五年七月十四日	鳥取県知事 石破二朗

家畜商講習会受講申込書

収入証紙	写真	
はりつけ欄	はりつけ欄	
鳥取県知事 石破二朗 殿		
家畜法第3条第2項第1号の規定により開催される家畜商講習会を受講したいので申し込みます。		
年	月	日
住所		
氏名		

## 鳥取県告示第五百九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年七月七日から用途廢止

した。

昭和四十五年七月十四日

鳥取県知事 石破二朗

場	所	(面積) 三三・八三
倉吉市八屋字寺屋敷一二九番地先		道路敷

## 鳥取県告示第五百十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年七月八日から用途廢止した。

昭和四十五年七月十四日

鳥取県知事 石破二朗

場	所	(面積) 一一六・一四
倉吉市竹内町字岡口八一六番地先から八二六番地先まで		
字佐賀里灘二九九番地先から三〇一番地先まで		
字月見潟一三〇二番地先から一三四番地先まで		
三〇三番地先から		
三六・四八	用途	一五〇・三〇
" " "	道路敷	一三〇・七七

## 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法(昭和三十二年法律第二百九十四号)第十七条の規定により次のとおり公表する。

この政党、協会その他の団体の收支に関する事項を記載した報告書を受理したのち、同法第二十一条の規定により次のとおり公表する。

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

昭和四十五年七月十四日

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

政党、協会その他の団体の規定による報告書

1 種類 政治資金規正法第17条の規定による報告書  
2 期間 昭和45年1月1日から  
昭和45年6月23日まで

### 3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入		一件千円以上 の寄附		一件五百円以上 の寄附		支出の総額		一件千円以上 の支出		一件五百円以上 の支出		報告書受理 年 月 日
	又は寄附の総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	年 月 日	
田口長次郎鳥取県後援会	0	0	0	0	0	1	152,532	0	0	0	45,624		

### 4 主たる寄附者及び支出

- (1) 寄附者 なし  
(2) 支出

政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的
田口長次郎鳥取県後援会	152,532	1	寄附金

第十七条の一部を次のように改正し、昭和四十五年七月十四日から施行  
ヤス。

## 公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第川十六号

道路交通の規制に関する規程(昭和四十四年1月1日鳥取県公安委員会告示)

昭和四十五年七月十四日  
鳥取県公安委員会委員長 謹 住 辰 蔵

別表第七の二の丁の4を次のように改める。

4 "	伏野一、二五八番先 から白兎地内白兎隧 道東口までの間	一、〇五〇	"	"
22	県道三朝温 泉木地山線	三朝町大字三朝無番 先から同町大字大瀬番 一番一三先までの間	五、一六二	高速車 及び中速車

別表第七の二の八中27を28とし、22から26までを「まつ縁り下げ、21を  
次のように改める。  
22 県道三朝温  
泉木地山線

別表第十一の一の中23を29とし、22を28とし、21の次に次のように加  
る。  
大字大瀬四番一三先のまがりかど  
四番一一先のまがりかど  
四番一七先のまがりかど  
大字砂原三二一四番七先のまがりかど

## 公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の7第1項の規定に基づき、次  
のとおり消防設備士試験を実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治  
省令第6号）第33条の11の規定により公告する。

昭和45年7月14日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 1 試験の日時及び場所

#### (1) 試験の日時

ア 筆記試験 昭和45年8月20日 9時から  
イ 実技試験 昭和45年9月20日 9時から

#### (2) 試験の場所

ア 筆記試験 鳥取市東町1丁目305番地 自治会館大会議室  
イ 実技試験 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁講堂

#### 2 試験の種類

11 "	三朝町大字助谷四三 六番併合先から同大 字四八八番先までの間	一一〇〇	"	"
14 "	三朝町大字助谷四三 六番併合先から同大 字四八八番先までの間	一一〇〇	"	"
21 20 "	三朝町大字三朝六七八番先のまがりかど 泉木地山線	一一〇一	一〇一番一先のまがりかど 一〇一〇五六番先のまがりかど	"
21 "	別表第十二の一の中20及び21を次のように改める。 別表第十二の一の中20及び21を次のように改める。	"	"	"

- (1) 甲種消防設備上試験（以下「甲種試験」という。）
- (2) 乙種消防設備士試験（以下「乙種試験」という。）
- 受験できる試験の種類及び指定区分の数は、制限しないが、同一指定区分に係る試験は、甲種試験又は乙種試験のうちいずれか一しか受験することができない。
- 3 試験の方法 試験は、筆記試験及び実技試験の方法により行なう。
- 4 受験手続
- (1) 受験願書の受付期間  
昭和45年7月24日から昭和45年7月31日まで（郵送の場合は、昭和45年7月31日までの消印のあるものは、有効とする。）
  - (2) 受験願書の提出先  
鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県総務部地方課消防防災係
  - (3) 提出書類等  
ア 受験願書 所定の用紙により試験の種類及び指定区分ごとに提出すること。  
イ 受験資格を有することを証明する書類  
ウ 写真1枚 受験願書提出前6月以内に撮影した縦5.5センチメートル横4.5センチメートルの正面上半身像のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの
- エ 受験手数料
- (ア) 受験手数料
 

甲種試験 1,500円	乙種試験 1,000円
-------------	-------------
  - (イ) 納付方法

(ア)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄に記入して納付すること。

(イ) 既納の手数料は、申込みを取り消し、又は受験しなかつた場合でも返還しない。

## 5 その他

- (1) 受験願書は、各市消防本部又は鳥取県総務部地方課に請求すること。
- (2) その他不明の点は、鳥取県総務部地方課に問い合わせること。